

人事委員会年報

令和3年度

名古屋市人事委員会

目 次

1	委 員 会	1
(1)	委 員	1
(2)	委員会の開催状況	1
2	事 務 局	7
(1)	組 織	7
(2)	事務分掌	7
(3)	予 算	8
3	人事委員会規則の制定等	9
(1)	規則の一覧	9
(2)	令和3年度の規則等の制定等	10
4	職員に関する条例の制定改廃に関する意見	11
5	任命権者からの申請に基づく承認	12
(1)	職員の勤務時間及び休暇に関する条例関係	12
(2)	職員の給与に関する条例関係	12
(3)	職務に専念する義務の特例に関する条例関係	13
6	職員の給与に関する報告及び勧告	14
7	公平審査	17
(1)	勤務条件に関する措置の要求	17
(2)	不利益処分についての審査請求	18
(3)	訴訟	19
8	職員からの苦情の申出及び相談	20
(1)	制度の趣旨	20
(2)	職員からの苦情の申出及び相談の件数	20

9	職員団体の登録	21
(1)	登録職員団体一覧	21
(2)	登録事項の変更	21
10	労働基準監督機関としての職権行使等	22
(1)	号別区分	22
(2)	性能検査等	23
(3)	解雇予告除外認定	24
(4)	事業場調査	24
11	職員の退職管理について	25
12	任用	26
(1)	試験等の概要	26
(2)	採用競争試験及び採用選考の実施状況	26
(3)	昇任選考等の実施状況	27
(4)	転任試験及び転任承認の実施状況	27
(5)	条件付採用期間の延長	28
	[任用別表]	29

凡 例

※内容について

特にことわりのないものは、令和3年度の内容を示す。

※法令の略称について

地公法：地方公務員法（昭和25年法律第261号）

設置条例：名古屋市人事委員会設置条例（昭和26年名古屋市条例第26号）

会議規則：名古屋市人事委員会会議規則（昭和26年人事委員会規則第2号）

組織規則：名古屋市人事委員会事務局組織規則（昭和26年人事委員会規則第3号）

労基法：労働基準法（昭和22年法律第49号）

安衛法：労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

ボイラー則：ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）

クレーン則：クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）

※年月日の記載方法について

[例] R1. 7. 22＝令和元年7月22日

H30. 12. 12＝平成30年12月12日

S41. 10. 7＝昭和41年10月7日

1 委員会

地公法第7条第1項の規定に基づき、昭和26年6月7日、名古屋市人事委員会設置条例が公布施行された。人事委員会は、任命権者の人事権が適正に行使されるよう審査、勧告などを行う中立的で専門的な人事機関であり、行政的権限(人事行政に関する調査・報告、給与等の勤務条件に関する研究、人事機関及び職員に関する条例の制定・改廃についての意見の申出、人事行政に関する勧告、競争試験・選考の実施)、準司法的権限(職員の勤務条件に関する措置要求の審査・判定・必要な措置をとること、職員に対する不利益処分に対する審査請求の裁決)、準立法権限(人事委員会規則の制定)を有する(地公法第8条第1項及び第5項)。

(1) 委員

委員会は非常勤である3人の委員をもって組織する。委員の任期は4年であり、その選任方法は人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て任命する(地公法第9条の2第1項、第2項及び第10項、設置条例第2条)。

委員会においては、委員会を代表する委員長を互選しているほか、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、職務を代理するものとして、委員長により委員長職務代理が指定されている(地公法第10条第1項及び第3項)。

職 名	氏 名	在 任 期 間	備 考
委 員 長	西部 啓一	H26. 6. 12～H30. 6. 11 (1期) H30. 6. 12～ (2期)	元上下水道局長
委 員 (委員長職務代理)	市橋 克哉	R 1. 7. 22～ (1期)	名古屋大学名誉教授 名古屋経済大学特任教授
委 員	鈴木 典行	R 3. 7. 8～ (1期)	弁護士

(令和4年4月1日現在)

(2) 委員会の開催状況

委員会は、原則として委員全員の出席によって開催し、議事は委員の過半数で決する(地公法第11条)。原則として毎週1回開催される定例会と臨時に開催される臨時会があり、令和3年度においては、定例会が33回開催された(会議規則)。

回	開催年月日	議 事
第1回定例会	R3. 4. 6	協議事項 1 令和3年度名古屋市職員「第1類・免許資格職採用試験」の試験案内について 審理事項 1 令和元年度人委(審)第4号事案に係る審理について 報告事項 1 令和3年度名古屋市職員「第1類・免許資格職係員転任試験及び能力認定試験」の実施について

回	開催年月日	議 事
第 2 回定例会	R3. 4. 23	協議事項 1 職務に専念する義務の免除の承認について 報告事項 1 令和 3 年職種別民間給与実態調査について 2 令和 2 年度職員からの苦情の申出及び相談の処理結果について 3 勤務延長の状況の報告について
第 3 回定例会	R3. 5. 6	協議事項 1 令和 3 年度名古屋市職員「職務経験者採用試験（年度途中採用）」第 1 次試験合格者決定について
第 4 回定例会	R3. 5. 21	協議事項 1 解雇予告除外認定について 2 「令和 3 年度名古屋市職員係長昇任選考実施要綱」及び「令和 3 年度名古屋市職員係長転任試験実施要綱」について 3 令和 3 年度名古屋市職員「職務経験者採用試験（年度途中採用）」第 2 次試験合格者決定について 報告事項 1 令和 3 年度名古屋市職員「第 1 類・免許資格職採用試験」申込状況について
第 5 回定例会	R3. 5. 27	協議事項 1 臨時休暇の承認について 2 令和 3 年度名古屋市職員「第 2 類採用試験」の試験案内について 3 令和 3 年度名古屋市職員「職務経験者採用試験」の試験案内について 4 令和 3 年度名古屋市職員「就職氷河期世代採用試験」の試験案内について 報告事項 1 令和 3 年度名古屋市職員「第 2 類係員転任試験」の実施について
第 6 回定例会	R3. 6. 3	協議事項 1 令和 3 年度名古屋市職員「職務経験者採用試験（年度途中採用）」合格者決定について 審理事項 1 令和 3 年人委（措）第 1 号事案に係る審理について
第 7 回定例会	R3. 6. 14	協議事項 1 任期付職員の採用の承認について（教育委員会事務局スクールカウンセラー） 2 消防局における消防職航空消防官の採用について 報告事項 1 名古屋市職員労働組合連合会からの申し入れについて
第 8 回定例会	R3. 6. 29	協議事項 1 令和 3 年度名古屋市職員「第 1 類・免許資格職採用試験」「第 1 類・免許資格職係員転任試験及び能力認定試験」第 1 次試験合格者決定について 2 令和 3 年度障害者を対象とした行政職（事務）及び学校事務職の採用選考の承認及び「障害者を対象とした採用選考」案内について 3 採用選考（看護保健職・係長級）の可否決定について 報告事項 1 令和 3 年度消防職係長昇任選考申込状況について
第 9 回定例会	R3. 7. 12	委員長選挙等について 協議事項 1 不利益処分についての審査請求に関する規則等の一部改正について 報告事項 1 令和 3 年度事業場調査の実施について

回	開催年月日	議 事
		2 名古屋市任期付職員（医師）募集案内について 3 名古屋市任期付職員（弁護士）募集案内について
第 10 回定例会	R3. 7. 19	協議事項 1 令和 3 年度名古屋市職員「第 1 類・免許資格職採用試験」「第 1 類・免許資格職係員転任試験及び能力認定試験」口述試験（個別面接②）対象者決定について 審理事項 1 令和 3 年人委（措）第 1 号事案に係る審理について 報告事項 1 令和 3 年度消防職係長昇任選考受験状況について
第 11 回定例会	R3. 7. 30	協議事項 1 管理職手当の支給に関する承認について 2 不利益処分についての審査請求に関する規則等の一部改正について 3 令和 3 年度消防職係長昇任選考第 1 次試験合格者決定について 報告事項 1 連合愛知からの申し入れについて
第 12 回定例会	R3. 8. 6	協議事項 1 職員の給与に関する報告及び勧告について 審理事項 1 令和 3 年人委（措）第 1 号及び令和 3 年人委（措）第 2 号事案に係る審理について 報告事項 1 令和 3 年職種別民間給与実態調査の実施状況について
第 13 回定例会	R3. 8. 16	協議事項 1 職員の給与に関する報告及び勧告について 2 令和 3 年度名古屋市職員「第 1 類・免許資格職採用試験（保育以外）」「第 1 類・免許資格職係員転任試験及び能力認定試験（保育以外）」合格者決定について 報告事項 1 人事院勧告について 2 令和 3 年度名古屋市職員「第 2 類採用試験」、「職務経験者採用試験」、「就職氷河期世代採用試験」申込状況について
第 14 回定例会	R3. 8. 23	協議事項 1 職員の給与に関する報告及び勧告について 審理事項 1 令和 3 年人委（措）第 2 号事案に係る審理について 報告事項 1 各種団体からの申し入れについて
第 15 回定例会	R3. 8. 31	協議事項 1 令和 3 年度消防職係長昇任選考第 2 次試験合格者決定について 2 消防局における消防職航空消防官の採用について
第 16 回定例会	R3. 9. 8	協議事項 1 令和 3 年度名古屋市職員「第 1 類・免許資格職採用試験（保育）」「第 1 類・免許資格職係員転任試験及び能力認定試験（保育）」合格者決定について
第 17 回定例会	R3. 9. 21	協議事項 1 令和 3 年度係長昇任選考・係長転任試験第 1 次試験の実施日について 審理事項 1 令和 3 年人委（措）第 1 号事案に係る審理について

回	開催年月日	議 事
		報告事項 1 令和 3 年度「障害者を対象とした名古屋市職員採用選考」申込状況について
第 18 回定例会	R3. 10. 1	協議事項 1 令和 3 年度名古屋市職員「第 2 類採用試験」「第 2 類係員転任試験」第 1 次試験合格者決定について 2 令和 3 年度名古屋市職員「職務経験者採用試験」第 1 次試験合格者決定について 3 令和 3 年度名古屋市職員「就職氷河期世代採用試験」第 1 次試験合格者決定について 4 令和 3 年度名古屋市職員「第 1 類採用試験案内【追加募集：土木・建築・電気】」について 5 令和 3 年度名古屋市職員「職務経験者採用試験案内【追加募集：造園・衛生・獣医】」について 6 採用選考（消防職・係長級）の合否決定について 報告事項 1 名古屋市教育委員会事務局職員採用選考案内（任期付職員）について
第 19 回定例会	R3. 10. 22	協議事項 1 令和 3 年度「障害者を対象とした名古屋市職員採用選考」第 1 次試験合格者決定について 報告事項 1 令和 4 年職種別民間給与実態調査の調査対象事業所名簿作成について 2 令和 3 年度係長昇任選考・係長転任試験申込状況について
第 20 回定例会	R3. 11. 2	協議事項 1 令和 3 年度名古屋市職員「職務経験者採用試験」第 2 次試験合格者決定について 2 令和 3 年度名古屋市職員「就職氷河期世代採用試験」第 2 次試験合格者決定について 3 一般職の任期付職員の採用の承認について（子ども青少年局課長級（児童虐待対策 分野）） 報告事項 1 他の地方公共団体の人事委員会の報告及び勧告について
第 21 回定例会	R3. 11. 9	協議事項 1 令和 3 年度名古屋市職員「第 2 類採用試験」「第 2 類係員転任試験」合格者決定について 2 令和 3 年度名古屋市職員「職務経験者採用試験（保育Ⅰ・Ⅱ）」合格者決定について 審理事項 1 令和 3 年人委（措）第 1 号事案に係る審理について 報告事項 1 令和 3 年度事業場調査について
第 22 回定例会	R3. 11. 16	協議事項 1 職員の給与に関する条例の一部改正に対する人事委員会の意見について 2 令和 3 年度「障害者を対象とした名古屋市職員採用選考」第 2 次試験合格者決定について 審理事項 1 令和 3 年人委（措）第 1 号事案に係る審理について
第 23 回定例会	R3. 12. 7	協議事項 1 令和 3 年度名古屋市職員「職務経験者採用試験（保育以外）」合格者決定について

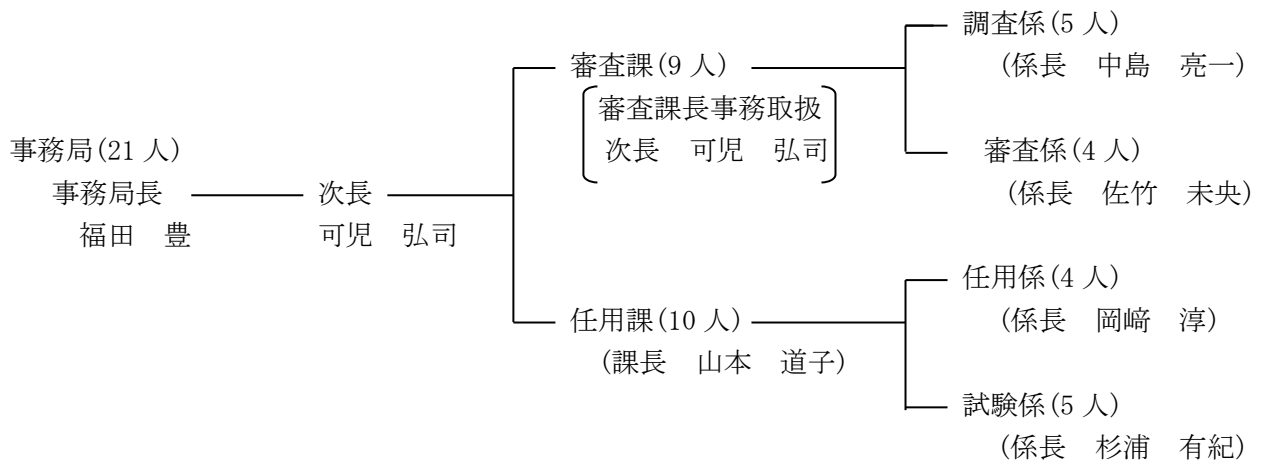
回	開催年月日	議 事
		2 令和3年度名古屋市職員「就職氷河期世代採用試験」合格者決定について 3 令和3年度「障害者を対象とした名古屋市職員採用選考」合格者決定について 4 令和3年度名古屋市職員「第1類採用試験【追加募集：土木・建築・電気】」第1次試験合格者決定について 5 令和3年度名古屋市職員「職務経験者採用試験【追加募集：造園・衛生・獣医】」第1次試験合格者決定について 6 採用選考（医事職・課長級）の合否決定について 審理事項 1 令和3年人委（措）第1号事案及び令和3年人委（措）第2号事案に係る審理について
第24回定例会	R3. 12. 16	協議事項 1 令和3年度係長昇任選考・係長転任試験 第1次試験合格者決定について 2 一般職の任期付職員の更新の承認について（教育委員会事務局子ども応援委員会制度担当部子ども応援室 指導主事） 3 一般職の任期付職員の採用の承認について（教育委員会事務局子ども応援委員会制度担当部子ども応援室 指導主事） 4 条件付採用期間の延長の承認について（職員の任用に関する規則第38条第2項による延長）
第25回定例会	R3. 12. 23	協議事項 1 令和3年度名古屋市職員「第1類採用試験【追加募集：土木・建築・電気】」合格者決定について 2 令和3年度名古屋市職員「職務経験者採用試験【追加募集：造園・衛生・獣医】」第2次試験合格者決定について 3 行政文書公開請求について 審理事項 1 令和3年人委（措）第1号事案に係る審理について
第26回定例会	R4. 1. 20	協議事項 1 令和3年度名古屋市職員「職務経験者採用試験【追加募集：造園・衛生・獣医】」合格者決定について 審理事項 1 令和3年12月15日付けで提出された勤務条件に関する措置の要求について 報告事項 1 令和3年度事業場調査の結果について
第27回定例会	R4. 2. 1	協議事項 1 令和3年度係長昇任選考・係長転任試験 第2次試験合格者決定について
第28回定例会	R4. 2. 14	協議事項 1 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正に対する人事委員会の意見について 審理事項 1 令和3年人委（措）第1号に係る審理について 報告事項 1 名古屋市任期付職員（看護師）募集案内について
第29回定例会	R4. 2. 22	協議事項 1 解雇予告除外認定について 2 解雇予告除外認定について

回	開催年月日	議 事
		3 令和 4 年度名古屋市職員採用試験（年度途中採用）の試験案内について 4 一般職の任期付職員の更新の承認について（教育委員会事務局子ども応援委員会制度担当部子ども応援室 指導主事）
第 30 回定例会	R4. 3. 8	協議事項 1 一般職の任期付職員の採用の承認について（保健福祉センター所長） 審理事項 1 令和 3 年人委（措）第 1 号に係る審理について
第 31 回定例会	R4. 3. 18	協議事項 1 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 2 管理職手当の支給に関する承認について 3 職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部改正について 4 職員の勤務時間の特例等に関する承認について 5 職員の任用に関する規則の一部改正について 6 転任承認について 7 勤務延長の期限延長の承認について 8 採用選考（医事職・部長級）の合否決定について 9 採用選考（消防職・係長級）の合否決定について 10 採用選考（行政職・係長級）の合否決定について 11 一般職の任期付職員の採用の承認について（厚生院附属病院看護部長） 12 一般職の任期付職員の更新の承認について（観光文化交流局観光交流部主幹（観光プロモーション）） 13 一般職の任期付職員の更新の承認について（観光文化交流局観光交流部主幹（国際展示場利用促進）） 14 一般職の任期付職員の更新の承認について（区役所保健福祉センター所長） 15 一般職の任期付職員の更新の承認について（中央児童相談所主幹（法務・相談業務に係る特命事項の処理担当）） 審理事項 1 令和 3 年人委（措）第 1 号に係る審理について 報告事項 1 名古屋市任期付職員（弁護士）募集案内について
第 32 回定例会	R4. 3. 24	協議事項 1 職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部改正について 2 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 3 管理職手当の支給に関する承認について 4 令和 4 年度名古屋市消防職係長昇任選考・係長転任試験実施要綱について 5 消防局における消防職航空消防官の採用について 審理事項 1 令和 4 年人委（措）第 1 号に係る審理について 報告事項 1 連合愛知からの申し入れについて
第 33 回定例会	R4. 3. 29	協議事項 1 令和 4 年人委（措）第 1 号に係る審理について 報告事項 1 労働基準法第 104 条第 1 項に基づく申告について 2 令和 3 年度事業場調査の結果について（令和 2 年度事業場調査の改善状況の確認）

2 事務局

委員会には事務局が置かれる(地公法第12条第1項)。本市事務局における組織及び事務分掌は、次のとおりである(組織規則)。

(1) 組織



(令和4年4月1日現在)

(2) 事務分掌

審査課

調査係

- 1 人事委員会の委員及び会議に関すること。
- 2 事務局の人事及び予算決算に関すること。
- 3 文書の収受及び発送並びに公印の管守に関すること。
- 4 給与に関する報告及び勧告に関すること。
- 5 給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- 6 厚生福利制度に関すること。
- 7 給与支払の監理に関すること。
- 8 職員団体の登録等に関すること。
- 9 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関すること。
- 10 他課係の主管に属しないこと。

審査係

- 1 勤務条件に関する措置の要求に関すること。
- 2 不利益処分についての審査請求に関すること。
- 3 職員からの苦情の申出及び相談に関すること。
- 4 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- 5 退職管理に関すること。

任用課

任用係

- 1 任用制度及び人事記録に関すること。
- 2 昇任選考に関すること。
- 3 係長以上の段階の転任試験等に関すること。
- 4 人事評価に関すること。
- 5 研修に関すること。
- 6 他係の主管に属しないこと。

試験係

- 1 採用試験及び採用選考に関すること。
- 2 転任試験等(他係の主管に属するものを除く。)に関すること。
- 3 採用候補者名簿に関すること。
- 4 条件付採用期間の延長に関すること。
- 5 臨時的任用に関すること。

(令和4年4月1日現在)

(3) 予 算

令和4年度予算		
科 目		予算額(千円)
	(節)	
(款)職員費	給 料	76,326
(項)総務職員費	職員手当等	65,386
(目)人事委員会職員費	共 済 費	28,912
	旅 費 (在勤地内旅費)	457
	小 計	171,081
(款)総務費	報 酬	8,660
(項)総務管理費	報 償 費	112
(目)人事委員会費	旅 費 (費用弁償・普通旅費)	1,051
	交 際 費	10
	需 用 費	4,085
	役 務 費	1,693
	委 託 料	2,386
	使用料及び賃借料	7,598
	備品購入費	165
	負担金補助及び交付金	2,459
	小 計	28,219
合 計		199,300

3 人事委員会規則の制定等

人事委員会は独立した行政機関として、法律又は条例に基づき、その権限に属する事務に関し人事委員会規則を制定する権限を有する(地公法第8条第5項)。現在制定されている規則の一覧並びに令和3年度の規則、達及び通知の制定等は次のとおりである。

(1) 規則の一覧

委 員 会	名古屋市人事委員会公告式規則(昭和26年人事委員会規則第1号) 名古屋市人事委員会会議規則(昭和26年人事委員会規則第2号) 名古屋市人事委員会事務局組織規則(昭和26年人事委員会規則第3号) 名古屋市人事委員会の権限に属する訴訟事務の委任に関する規則(平成18年人事委員会規則第4号) 名古屋市人事委員会公印規則(昭和26年人事委員会規則第4号) 名古屋市人事委員会聴聞規則(平成6年人事委員会規則第5号) 名古屋市人事委員会事務局職員の職名及び補職名規則(昭和34年人事委員会規則第2号)
任 用	職員の任用に関する規則(昭和33年人事委員会規則第1号) 編入市町村職員の採用に関する規則(昭和38年人事委員会規則第4号) 試験企画委員等に関する規則(昭和28年人事委員会規則第7号) 一般職の任期付職員の採用等の承認に関する規則(平成15年人事委員会規則第5号)
勤務時間、休暇 その他の勤務条件	職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則(昭和26年人事委員会規則第11号) 出勤簿処理規則(昭和26年人事委員会規則第15号)
分限及び懲戒	職員分限条例施行規則(昭和33年人事委員会規則第9号) 外国の地方公共団体の機関等への職員の派遣に係る協議及び報告に関する規則(昭和63年人事委員会規則第1号) 公益的法人等への職員の派遣等に係る報告等に関する規則(平成14年人事委員会規則第1号) 定年による退職の特例に関する規則(昭和60年人事委員会規則第1号) 職員懲戒条例施行規則(昭和26年人事委員会規則第9号)
服 務	職務に専念する義務の免除基準に関する規則(昭和26年人事委員会規則第13号) 営利企業への従事等の制限に関する規則(昭和26年人事委員会規則第14号)
退 職 管 理	職員の退職管理に関する規則(平成28年人事委員会規則第1号)
措置要求、 審査請求等	退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則(平成22年人事委員会規則第2号) 公務災害補償の審査の請求に関する規則(平成14年人事委員会規則第5号) 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(平成25年人事委員会規則第3号) 不利益処分についての審査請求に関する規則(平成24年人事委員会規則第6号) 不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める細則(平成24年人事委員会規則第7号) 公開口頭審理の傍聴に関する規則(昭和42年人事委員会規則第3号) 職員からの苦情の申出及び相談に関する規則(平成17年人事委員会規則第3号)

職 員 団 体	管理職員等の範囲を定める規則(昭和 41 年人事委員会規則第 6 号) 職員団体の登録等に関する規則(昭和 41 年人事委員会規則第 10 号) 職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例に関する規則(平成 9 年人事委員会規則第 4 号) 名古屋市人事委員会が公平委員会の事務を委託された地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則(昭和 41 年人事委員会規則第 7 号)
---------	---

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

(2) 令和 3 年度の規則等の制定等

ア 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	規則番号	内 容
R4. 3. 22	3 号	市長事務部局等における組織改正等に伴う所要の改正及び一時降任した職員の昇任についての所要の改正

イ 職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日	規則番号	内 容
R4. 3. 22	2 号	会計年度任用職員の休暇に無給休暇を追加することに伴う所要の改正

ウ 職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	規則番号	内 容
R4. 3. 25	4 号	事実上婚姻関係と同様の事情にある者を配偶者に準じた取り扱いとすること、不妊治療のための職免の新設、会計年度任用職員について保育、子の傷病の看護、介護、育児参加、分べん看護及び出生支援職免の取得要件を正規職員と同等とすることに伴う所要の改正

エ 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	規則番号	内 容
R3. 7. 13	8 号	押印原則の見直しの方針を踏まえた様式等の所要の改正
R3. 8. 12	9 号	手続の併合又は分離に関する規定の改正

オ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公布年月日	規則番号	内 容
R4. 3. 22	1 号	組織改編等に伴う所要の改正
R4. 3. 25	5 号	組織改編等に伴う所要の改正

4 職員に関する条例の制定改廃に関する意見

人事委員会を置く地方公共団体は、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について条例を制定・改廃しようとするときは、議会において人事委員会の意見を聞かなければならない(地公法第5条第2項)。また、これに対し人事委員会は、当該条例の制定改廃の適否について議会及び市長に意見を申し出ることができる(地公法第8条第1項第3号)。

令和3年度において、議会から意見を求められた条例案は次のとおりである。

意見申出年月日	議案名	議案の概要	意見の内容
R3. 11. 19 (11月定例会)	職員の給与に関する条例の一部改正	特別給 0.15 月分引下げ (支給月数 4.30 月へ)	妥当
R4. 2. 18 (2月定例会)	名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正	・国の制度に準じて、会計年度任用職員の育児休業等の取得要件の緩和 ・育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を規定	異議なし

5 任命権者からの申請に基づく承認

給与その他の勤務条件等に関する条例及び人事委員会規則においては、適用する際、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得なければならない事項が定められている。

令和3年度、任命権者の申請に基づき、委員会が承認した事項は次のとおりである。

(1) 職員の勤務時間及び休暇に関する条例関係

ア 臨時休暇の承認

(根拠規定 地公法第42条、職員の勤務時間及び休暇に関する条例(昭和26年名古屋市条例第48号)第16条)

承認年月日	対 象	内 容
R3. 5. 27	①令和3年6月1日現に在職する職員 (再任用職員及び臨時的任用職員を含む。以下同じ。) ②令和3年6月2日から同年6月15日までに採用される職員 ③令和3年6月16日から同年6月30日までに採用される職員 ④令和3年7月1日から同年7月31日までに採用される職員 ⑤令和3年8月1日から同年8月31日までに採用される職員 ⑥令和3年9月1日から同年9月15日までに採用される職員	酷暑期における職員の保健及び元気回復を図るため、令和3年6月1日から同年11月30日までの期間に、①②の職員には5日、③の職員には4日、④の職員には3日、⑤の職員には2日、⑥の職員には1日臨時休暇を与える。(半日ごと又は1時間ごとに区分して利用することもできる。)

イ 勤務時間の特例等の承認

(根拠規定 職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条)

承認年月日	対 象	内 容
R4. 3. 22	経済局中央卸売市場(本場、北部市場、南部市場)に勤務する職員	育児や介護を行う職員等について、より柔軟な働き方に対応するため。

(2) 職員の給与に関する条例関係

管理職手当の支給に関する承認

(根拠規定 地公法第24条第5項、職員の給与に関する条例第8条の2第1項)

承認年月日	対 象	内 容
R3. 8. 2	局付参事	4種
R4. 3. 18	医療企画調整官	4種
	中央卸売市場南部市場主幹	8種
	厚生院主幹	8種
	教育委員会事務局参事	3種
	博物館主幹	8種
	科学館指導主事乙	14種
	教育センター所長	4種
R4. 3. 24	教育委員会事務局監	2種

(3) 職務に専念する義務の特例に関する条例関係

(根拠規定 地公法第 35 条、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和 26 年名古屋市条例第 8 号)第 2 条第 3 号、職務に専念する義務の免除基準に関する規則第 2 条第 21 号)

事 由	件 数
非常勤講師又は委員の職に従事	1
国民体育大会等に選手等として参加	7

6 職員の給与に関する報告及び勧告

人事委員会は、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、議会及び市長に同時に報告するものとされる。また、給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、その報告にあわせて適当な勧告をすることができる(地公法第26条)。

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない(地公法第24条第2項)。本委員会は、令和3年4月現在における名古屋市職員の給与実態調査及び企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の市内民間事業所のうち269事業所を対象とした職種別民間給与実態調査を実施するとともに、物価及び生計費等職員の給与決定に関わる諸条件について調査研究を行った。

そして、地公法の規定に基づき、調査研究の結果を市会議長及び市長に報告するとともに、公民給与の較差を解消するため、令和3年9月14日に期末・勤勉手当の引下げについて勧告した。その概要は次のとおりである。

○ 勧告のポイント

1 月例給

(1) 給与較差 △97円(△0.03%)

(2) 給与改定 給与較差が極めて小さいことから、改定を見送る

2 期末・勤勉手当

年間支給割合を0.15月分引下げ(4.45月分→4.30月)

1 民間給与実態調査

市内の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の1,645事業所から269事業所を無作為に抽出し、公務に類似する54職種に該当する実人員10,982人の4月分の給与について調査(うち中小企業の割合は36.9%)

2 給与較差

本市職員と民間の事務・技術関係の職務に従事する者について、役職段階、学歴、年齢等の条件が同等と認められる者の相互の本年4月分の給与を比較

民間の給与	職員の給与	較差
385,497円	385,594円	△97円 (△0.03%)

(平均年齢 41.2歳 平均勤続年 17.0年)

3 給与改定

(1) 月例給

上記のとおり、民間の給与が本市職員の給与を97円(0.03%)下回っているが、較差が極めて小さく、給料表及び諸手当の適切な改定が困難であることから改定を見送ることが適当である。

(2) 期末・勤勉手当（ボーナス）

- ・民間の年間支給割合 4.31 月分（職員の年間支給割合 4.45 月分）
- ・市内民間事業所における支給状況等を考慮して、年間支給割合を 0.15 月分引下げる（4.45 月分→4.30 月分）。本年度については、12 月期の期末手当から差し引くこととし、令和 4 年度以降においては、6 月期及び 12 月期の期末手当が均等になるように配分することが適当である。

(3) 実施時期

この勧告を実施するための条例の公布の日から実施

4 公務運営における課題

(1) 「新しい働き方」のさらなる推進について

- ・「新しい働き方」を推進する中で、これまでに顕在化した課題について対応策を検討し、ハード・ソフト両面のさらなる改善が必要
- ・既存の働き方に対する固定観念が「新しい働き方」の障害とならないよう、職員一人ひとりに働き方を変えようとする意識変革を促していくことが必要
- ・業務の性質上テレワークを推進させることが困難であると考えられる職場においても、行政手続きのオンライン化、ペーパーレス化や業務内容の見直しを行うなど、「新しい働き方」を推進していくことが必要

(2) 長時間労働の是正について

- ・常態として超過勤務の多い職員、部署については、所属長がマネジメント能力を発揮して職員間の業務の平準化、応援体制の構築、業務の効率化等に取り組むことのほか、全市的な人員配置の見直しや ICT 環境の整備などの抜本的な対策が必要
- ・特例業務であっても人事委員会規則に定める上限時間を超える超過勤務は必要最小限とし、速やかに要因の整理、分析及び検証を行うとともに、その結果に基づき長時間労働の是正に取り組むことが必要
- ・日々の超過勤務の意識的な管理のため、超過勤務に対する管理監督職員を始めとした職員の意識や職場風土の変革を促すための取組みを今後も推進していくことが必要

(3) 職員の健康保持について

- ・テレワークの実施により職員の変化に気づきにくい状況があることから、ラインによるケアだけではなくセルフケアを推進させることや職務環境を見直すことが必要
- ・セルフケア、ラインケア、産業保健スタッフ等によるケア及び事業場外資源によるケアの 4 つのケアを充実させることや職場環境改善の積極的な取組みにより快適でより働きやすい職場の実現を図ることが必要

(4) 人材の確保・活用等について

ア 人材の確保について

- ・新設区分の効果を見極めつつ、民間企業や国、他都市の状況を注視しながら、人材確保に向けた試験制度の調査研究を行っていくことが必要
- ・名古屋市職員採用ナビや民間就職情報サイトを活用した情報発信だけでなく、オンライン説明会の活用方法に関するさらなる検討や、「職員リクルーター制」を活用し、本市で働くことの魅力を直接伝えられる広報活動の強化に取り組むことが必要

イ 人材の活用について

- ・係員に最も身近な上司である係長職も含めた役職者が、日頃の職務において部下とのコミュニケーションを図る中で、昇任がキャリアデザインの一つの選択肢となるよう、積極的に勧奨を行っていくことが必要
- ・若手職員の昇任意欲の向上を図るため、職員研修において、係長昇任選考に関するプログラムを充実させていくことが重要
- ・多くの女性職員が、育児や介護をしながらも、昇任というキャリアデザインを描くことができるよう、働きやすい環境の整備と制度の充実を図っていくことが必要

- ・係長昇任制度の「複線化」について、実施に向けた取組みを早急に進めていくことが必要

ウ 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援について

- ・人事院は、育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出を行うとともに、不妊治療のための休暇の新設をはじめ、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための休暇・休業等に関する措置を一体的に講じることとした。本市においても妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援の重要性に鑑み、法律等の改正の動向を注視しつつ順次検討を進めることが必要

(5) 定年制度の見直しについて

- ・これまでの本委員会の要請を踏まえつつ、速やかに定年延長に伴う制度等の検討等を進め、令和 4 年度中には制度整備を行うなど、令和 5 年度から円滑に実施できるよう必要な措置を講ずることが必要

(6) 公務員倫理について

- ・依然として一部の職員による不祥事が後を絶たないことから、職員自らが服務規律を遵守することに加え、管理監督職員においては、良好な職場環境の整備を推進することが必要
- ・不適切な事務処理は市民生活に重大な影響を与えかねないことから、事務の適正な執行を確保していくことが必要

5 勧告日

9 月 14 日（火）

7 公平審査

(1) 勤務条件に関する措置の要求

ア 措置要求の概要

職員から、地公法第 46 条の規定に基づき、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるよう要求があった場合、人事委員会は、事案について審査を行い、これを判定し、その結果に基づいて、人事委員会の権限に属する事項については自ら実行し、その他の事項については、その権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告を行う。

イ 措置要求の件数（平成 29 年度から令和 3 年度まで）

年 度			H29			H30			R1			R2			R3		
区 分			新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計
事 案 数			1	0	1	8	0	8	6	2	8	4	1	5	2	1	3
審 査 結 果	却 下		0	0	0	2	0	2	2	1	3	2	0	2	0	0	0
	判定	受理後 の却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		棄却	0	0	0	4	0	4	2	0	2	1	1	2	1	0	1
		認容	1	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
取 下 げ			0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1
翌年度へ係属			0	0	0	2	0	2	1	0	1	1	0	1	0	0	0

ウ 措置要求の処理状況

	事案番号	要求者	要求事項	受付日	審 査 結 果			取 下 げ	係 属 状 況	
					却 下	判 定				
						受理後 の却下	棄 却			認 容
前 年 度 か ら 係 属	令和3年 人委（措） 第1号	市立中学校 教員（非常 勤教諭） ほか8名	すべての非常 勤教諭につい て時間外勤務 の実態調査を 行い、賃金の 支払いが必要 な場合は遡及 して支払うこ と等	R3.1.27		R4.3.18	R4.3.18	R4.3.18	R3.11.16	
令 和 3 年 度 新 規	令和3年 人委（措） 第2号	市立中学校 教員（非常 勤教諭）	令和元年度の 時間外勤務の 実態調査を行 い、賃金の支 払いが必要 な場合は遡及 して支払うこ と	R3.1.27					R3.11.16	
	令和4年 人委（措） 第1号	市立保育園 会計年度任 用職員	マスク非着用 者等に対する 差別的取扱い を是正するこ と等	R3.12.15	R4.3.29		R4.3.29			

(2) 不利益処分についての審査請求

ア 審査請求の概要

職員から、地公法第49条の2の規定に基づき、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分について審査請求があった場合に、人事委員会は、その事案について口頭審理等の方法により審査を行い、審査の結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要があるときは、任命権者に対して職員が当該処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行う。

イ 審査請求の件数（平成29年度から令和3年度まで）

年 度			H29			H30			R1			R2			R3		
区 分			新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計
事 案 数			0	0	0	1	0	1	5	0	5	0	4	4	0	1	1
審 査 結 果	却 下		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	裁 決	受理後 の却下	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		承認	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	1	1
		修正 ・取消	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取 下 げ			0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
翌年度へ係属			0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	1	1	0	0	0

ウ 審査請求の処理状況

	事案番号	審査請求人	処分 内容	受付 日	口頭審理・ 書面審理	審査結果					取下げ	係属 状況
						却下	裁 決					
							受理後の 却下	処分承認	処分修正	処分取消		
前年度から係属	令和元年 人委（審） 第4号	市立中学校 教員	減給	R1. 11. 1	口頭審理 2(2)			R3. 4. 6				

※口頭審理・書面審理の（ ）は、令和2年度実施分

(3) 訴訟

ア 概要

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分についての審査請求（以下「措置要求等」という。）の判定・裁決等（以下「判定等」という。）については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項又は第3項の規定に基づき、判定等の取消しの訴えを提起することが可能である。

人事委員会の権限に属する訴訟事務について、迅速かつ難易度等に応じた柔軟な対応を行うために、名古屋市人事委員会の権限に属する訴訟事務の委任に関する規則により、事務局長にその事務を委任している。

イ 措置要求等の判定等に係る取消請求事件の件数（平成29年度から令和3年度まで）

年 度		H29			H30			R1			R2			R3		
区 分		新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計
事 件 数		0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
進 行 状 況	判 決	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	取下げ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ係属		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

8 職員からの苦情の申出及び相談

(1) 制度の趣旨

職員の勤務条件その他の人事管理に係る苦情のうち、措置要求や審査請求に必ずしも至らないような事案に柔軟に対応することで、職員の不平・不満等を解消し、その結果として、職員の意欲を高め、公務能率の維持向上に資することを目的とした制度である。

なお、苦情の申出及び相談については、措置要求や審査請求よりも迅速に対応するため、職員からの苦情の申出及び相談に関する規則により、事務の全部を事務局長に委任している。

(2) 職員からの苦情の申出及び相談の件数（平成 29 年度から令和 3 年度まで）

年 度		H29			H30			R1			R2			R3		
区 分		新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計
処理事案数合計		5	0	5	2	0	2	5	0	5	15	0	15	12	0	12
内 訳	任用関係	1	0	1	2	0	2	1	0	1	2	0	2	2	0	2
	給与・旅費関係	0	0	0	0	0	0	2	0	2	4	0	4	0	0	0
	勤務時間・サービス関係	3	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	5	2	0	2
	福利厚生関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	執務環境関係	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	セクハラ・パワハラ・いじめ・嫌がらせ関係	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	7	0	7
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0
処理 状況	完結事案	5	0	5	2	0	2	5	0	5	15	0	15	12	0	12
	翌年度へ係属	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

9 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である(地公法第 52 条第 1 項)。

職員団体は条例で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会に登録を申請することができる。登録は、職員団体の設立及び運営が自主的・民主的であることを人事委員会が確認し、公証するものである(地公法第 53 条)。

(1) 登録職員団体一覧

本委員会における職員団体の登録状況は、次のとおりである。

職 員 団 体 名	構 成 員 の 範 囲	登録年月日
名古屋市教員組合	名古屋市における小中学校特別支援学校の教諭等	S 41. 10. 7
名古屋市立高等学校教員組合	市立高等学校教職員等	S 41. 10. 7
名古屋市職員労働組合	名古屋市に勤務する職員	S 41. 10. 7
名古屋市立幼稚園教職員組合	市立幼稚園教職員等	S 48. 1. 17
名古屋競輪組合職員労働組合	名古屋競輪組合職員	S 58. 5. 23
自治労名古屋市労働組合	名古屋市に勤務する職員	H 1. 10. 20
名古屋市教職員労働組合	名古屋市立小中学校、養護学校に勤務する教職員	H 6. 4. 8
がっこうコミュニティユニオン・なごや	名古屋市の公立学校の教職員	H 25. 3. 18

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

(2) 登録事項の変更

職員団体の規約改正、役員の選任及び解任等を行った場合には、人事委員会にその旨を届け出なければならない(地公法第 53 条第 9 項)。令和 3 年度、変更登録を行った職員団体は、次のとおりである。

変更年月日	職 員 団 体 名	変 更 内 容
R3. 4. 5	名古屋市立幼稚園教職員組合	役 員 の 変 更
R3. 4. 5	名古屋市教員組合	役 員 の 変 更
R3. 4. 5	自治労名古屋市労働組合	役 員 の 変 更
R3. 5. 14	がっこうコミュニティユニオン・なごや	規約・役員の変更
R3. 6. 15	名古屋市教職員労働組合	役 員 の 変 更
R3. 8. 6	名古屋市職員労働組合	役 員 の 変 更
R4. 3. 22	名古屋市高等学校教員組合	役 員 の 変 更
R4. 3. 31	名古屋市立幼稚園教職員組合	役 員 の 変 更

10 労働基準監督機関としての職権行使等

労基法及び安衛法等の労働基準関係法令は、職務の特殊性から一部が適用除外されているが、原則として地方公務員である職員に対しても適用され、職員の勤務条件を決定する際の基本的な基準として、また、職員の安全と健康を確保するための規定として重要な役割を果たしている。

(1) 号別区分

職員に関して、労基法及び安衛法等の法令を適用する場合における労働基準監督機関の職権は、労基法別表第一の事業区分の別により人事委員会(又はその委任を受けた人事委員会の委員)又は労働基準監督署が行うものとされている(地公法第 58 条第 5 項)。

各事業場の号別区分は、その事業内容に基づき、名古屋市人事委員会と愛知労働局とで協議して決定している。令和 3 年度に新たに号別区分が決定された事業場はなかった。

本市における事業場の号別区分状況は次のとおりである。(地公法第 58 条第 5 項、労基法別表第一)

○人事委員会が職権行使する事業場

号別区分	事業内容	事業場数	事業場名
第 12 号	教育・研究	448	市政資料館 工業研究所 環境科学調査センター 中央看護専門学校 衛生研究所(業務課を除く) 救急救命研修所 消防学校 野外教育センター2 子ども適応相談センター 見晴台考古資料館 鶴舞中央図書館 図書館 15 博物館 蓬左文庫 秀吉清正記念館 美術館 科学館 教育センター 小学校(給食調理場を除く) 263 中学校 112 高等学校 14 特別支援学校(給食調理場を除く) 5 幼稚園 21
官 公 署 (第 1 号から第 15 号に掲げる事業を除く。)		104	市長部局本庁 13 東京事務所 市税事務所 3 市税事務所出張所 3 収納管理・特別徴収事務センター 市民活動推進センター なごや人権啓発センター 文化センター 2 中央卸売市場本場 中央卸売市場北部市場 中央卸売市場南部市場 名古屋城総合事務所 知的障害者更生相談所 身体障害者更生相談所 動物愛護センター 児童福祉センター(中央児童相談所相談課保護係、中央療育センター及びくすのき学園を除く) 西部児童相談所(保護係を除く) 東部児童相談所(保護係を除く) ささしまライブ 24 総合整備事務所 都市整備事務所 2 東山総合公園(東山動物園及び東山植物園を除く) 消防局本庁 特別消防隊 消防航空隊 消防署 16 区役所(保健福祉センター(福祉部を除く)を除く) 16 上汐田教育集会所 区役所支所 6 農業委員会事務局 市選挙管理委員会事務局 区選挙管理委員会事務室 16 監査事務局 人事委員会事務局 教育委員会事務局本庁 学校事務センター 市会事務局

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

○労働基準監督署が職権行使する事業場

号別 区分	事 業 内 容	事業 場数	事 業 場 名
第1号	製造・加工・水道	—	(上下水道局所管事業場) 小学校・特別支援学校給食調理場
第3号	土 木 ・ 建 築	17	ポンプ施設管理事務所 土木事務所 16
第4号	貨 客 運 送	—	(交通局所管事業場)
第6号	農 林	2	農業センター 東山植物園
第7号	畜産・養蚕・水産	1	東山動物園
第13号	保 健 衛 生	121	精神保健福祉センター 厚生院 衛生研究所業務課 食品衛生検査所 食肉衛生検査所 保育園 90 児童福祉センター中央児童相談所相談課保護係 児童福祉センター中央療育センター 児童福祉センターくすのき学園 西部児童相談所保護係 東部児童相談所保護係 ひばり荘 玉野川学園 あけぼの学園 地域療育センター2 区役所保健福祉センター（福祉部を除く）16
第15号	焼却・清掃・と畜	22	環境事業所 16 処分場 環境局工場 4 八事霊園・斎場管理事務所

(令和4年4月1日現在)

(2) 性能検査等

危険な作業を必要とする機械等による労働災害を防止するために、安衛法、ボイラー則、クレーン則等の規定に基づき行われた性能検査等の報告を受理した。

内容 \ 種類	ボイラー	第一種圧力 容 器	クレーン	ゴンドラ	計
性 能 検 査	9 件	11 件	2 件	8 件	30 件
設 置 届	2 件	2 件	—	—	4 件
設 置 報 告	—	—	—	—	—
使 用 再 開 検 査	—	—	—	—	—
落 成 検 査	2 件	2 件	—	—	4 件
変 更 検 査	—	—	—	—	—
休 止 報 告	—	—	—	—	—
廃 止 報 告	2 件	2 件	—	—	4 件
計	15 件	17 件	2 件	8 件	42 件

(参考)ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの設置状況

性能検査を必要とするボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの設置状況は次のとおりである。なお、性能検査については、厚生労働大臣の登録を受けた者(登録性能検査機関)が検査を実施している(安衛法第41条)。

ア ボイラー

設 置 場 所	基数	設 置 場 所	基数
市 役 所 東 庁 舎	2	千 種 図 書 館	1
中津川野外教育センター	2	市 役 所 西 庁 舎	2
中央卸売市場南部市場	2		
		計	9

イ 第一種圧力容器

設 置 場 所	基数
市 役 所 東 庁 舎	2
伏 見 ラ イ フ プ ラ ザ	2
中央卸売市場南部市場	5
衛 生 研 究 所	2
計	11

ウ クレーン

設 置 場 所	基数
工 業 研 究 所	1
特 別 消 防 隊	1
計	2

エ ゴンドラ

設 置 場 所	基数
中 央 卸 売 市 場 本 場	1
中 土 木 事 務 所	1
美 術 館	2
伏 見 ラ イ フ プ ラ ザ	4
計	8

(令和4年4月1日現在)

(3) 解雇予告除外認定

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも 30 日前にその予告をしなければならない。30 日前に予告をしないときは、30 日分以上の平均賃金(解雇予告手当)を支払わなければならない。

ただし、労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合で、その事由につき労働基準監督機関の認定を受けたときは、解雇予告は要せず、また、解雇予告手当を支払うことも要しない(労基法第 20 条第 1 項及び第 3 項)。令和 3 年度は、3 件の解雇予告除外認定申請に対し、令和 3 年 5 月 21 日に 1 件、令和 4 年 2 月 22 日に 2 件認定を行った(参考：令和 2 年度申請 5 件、認定 4 件)。

(4) 事業場調査

職員の労働条件及び安全衛生について適正化を推進するため、人事委員会が労働基準監督機関として職権行使を行う本市の事業場について、労基法及び安衛法違反の有無等について調査し、違反等がある場合には是正の指導を行う。

令和 3 年度は人事委員会が職権行使を行う 554 事業場から 149 事業場を選出して書面調査を行った。その結果、必要に応じ実地調査を行い、労基法及び安衛法の違反等の状況が確認された事業場に対し、是正の指導等を行った。

また、前年度に是正の指導等を行った事業場に対しても、改善状況の調査を行い、再度違反等の状況が確認された場合に、是正の指導等を行った。

11 職員の退職管理について

職員は、再就職者から禁止される要求又は依頼（働きかけ）を受けたときは、人事委員会にその旨を届け出なければならない（地公法第 38 条の 2 第 7 項）。

届出を受けた人事委員会は、再就職者が働きかけ規制に違反する行為を行った疑いがあると思料するときには、任命権者へ調査を要求することができ（地公法第 38 条の 5）、当該違反行為について、任命権者が調査を実施する際は、人事委員会は、任命権者が行う調査が公正に行われるよう、その開始から終了までを監視する。

令和 3 年度は、再就職者から働きかけを受けた場合の届出はなかった。

12 任 用

(1) 試験等の概要

地公法第 15 条は、任用の根本基準として「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」と規定しており、近代的公務員制度の基本理念の一つである成績主義、能力実証主義の原則を強調している。

本市では、人事委員会規則として、職員の任用に関する規則を制定しており、この規則に基づき、職員の採用＜別表 1～3、7～19＞、昇任＜別表 4～6－2、20・21＞及び転任＜別表 22・23＞を行っている。

(2) 採用競争試験及び採用選考の実施状況

ア 第 1 類採用試験＜別表 7、8＞

実施状況について、申込者数は 2,384 人で、受験者数 1,732 人に対して、合格者数は 516 人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数 42 人の増加、受験者数 150 人の増加、合格者数 47 人の増加となっており、倍率は 3.4 倍であった。

このうち、行政職事務は、受験者数 1,197 人に対して 351 人の合格者を出し、倍率は 3.4 倍となっており、また、行政職技術は、受験者数 138 人に対して 70 人の合格者を出し、倍率は 2.0 倍となった。

11 月に追加で実施した区分（土木・建築・電気）については、申込者数は 56 人で、受験者数 36 人に対して合格者数は 16 人となり、倍率は 2.3 倍であった。

イ 第 2 類採用試験＜別表 9＞

実施状況について、申込者数は 645 人で、受験者数 480 人に対して合格者数は 59 人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数 57 人の減少、受験者数 31 人の減少、合格者数 24 人の減少となっており、倍率は昨年度の 6.2 倍から 8.1 倍に上昇した。

ウ 免許資格職採用試験＜別表 10＞

実施状況について、第 1 次試験 6 月実施分は、申込者数は 316 人で、受験者数 252 人に対して合格者数は 57 人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数 69 人の減少、受験者数 61 人の減少、合格者数 29 人の増加となっており、倍率は昨年度の 11.2 倍から 4.4 倍に低下した。

エ 職務経験者採用試験＜別表 11～13＞

実施状況について、申込者数は 588 人で、受験者数 424 人に対して合格者数は 51 人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数 115 人の減少、受験者数 92 人の減少、合格者数 8 人の増加となっており、倍率は昨年度の 12.0 倍から 8.3 倍に低下した。

4 月に実施した年度途中採用分（行政 A・土木・電気・衛生）については、申込者数は 514 人で、受験者数 411 人に対して合格者数は 39 人となり、倍率は 10.5 倍であった。

11 月に追加で実施した区分（造園・衛生・獣医）については、申込者数は 17 人で、受験者数 13 人に対して合格者数は 7 人となり、倍率は 1.9 倍であった。

オ 就職氷河期世代採用試験＜別表 14＞

実施状況について、申込者数 655 人で、受験者数 429 人に対して合格者数は 10 人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数 331 人の減少、受験者数 245 人の減少となっており、倍率は昨年度の 67.4 倍から 42.9 倍に低下した。

カ 障害者を対象とした採用選考＜別表 15＞

実施状況について、申込者数 183 人で、受験者数 145 人に対して合格者数は 8 人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数 10 人の減少、受験者数 9 人の減少、合格者数 4 人の減少となっており、倍率は昨年度の 12.8 倍から 18.1 倍に増加した。

キ 採用選考（人事委員会分）＜別表 16＞

実施状況について、行政職をはじめ 4 職種について 9 回実施し、受験者数 9 人に対して合格者数は 9 人となった。これは、昨年度と比べると、受験者数、合格者数ともに変わらなかった。

ク 採用選考（任命権者委任分（会計年度任用職員以外））＜別表 17＞

実施状況について、学芸職をはじめ 8 職種について 21 回実施し、受験者数 1,052 人に対して合格者数は 131 人となった。すべて任期の定めのない職員に係る採用選考であり、昨年度と比べると、受験者数は 171 人の増加、合格者数 48 人の減少となった。

ケ 採用選考（任命権者委任分（会計年度任用職員））＜別表 18＞

実施状況について、採用選考は 1,548 回実施し、当初受験者数 10,341 人に対して合格者数は 8,045 人となった。

コ 採用選考（人事委員会承認分）＜別表 19＞

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 3 条の規定に基づく、任期を定めた採用に関する承認件数は 6 件となり、同法第 7 条の規定に基づく、任期の更新に関する承認件数は 6 件となった。また、同法第 8 条の規定に基づく、他の職への任用に関する承認件数は 0 件であった。

(3) 昇任選考等の実施状況

ア 消防職係長昇任選考・係長転任試験＜別表 20＞

一般消防と航空消防とを併せて、受験者数 255 人に対して最終合格者数は 30 人となった。これは、昨年度と比べると、受験者数 48 人の増加、最終合格者数は 11 人の増加となっており、倍率は昨年度の 10.9 倍から 8.5 倍に低下した。

イ 係長昇任選考・係長転任試験＜別表 21＞

係長昇任選考と係長転任試験とを併せて、受験者数 952 人に対して最終合格者数は 216 人となった。これは、昨年度と比べると、受験者数 51 人の減少、最終合格者数は 2 人の増加であり、倍率は昨年度の 4.7 倍から 4.4 倍に低下した。

このうち、行政職事務は、受験者数 373 人に対して最終合格者数は 121 人、倍率 3.1 倍となった。

(4) 転任試験及び転任承認の実施状況

ア 転任試験＜別表 22＞

採用競争試験と併せて実施している分をみると、申込者数は 76 人で、受験者数 70 人に対して合格者数は 9 人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数 10 人の減少、受験者数 5 人の減少、合格者数 2 人の増加となった。

イ 転任承認<別表 23>

申請者数 6 人に対して承認者数は 6 人となり、昨年度と比べると、申請者数、承認者数ともに 2 人の増加となった。

(5) 条件付採用期間の延長

職員の任用に関する規則第 38 条の規定に基づき、人事委員会が行った条件付採用期間の延長に関する決定件数は 1 件となった。

＜別表 1＞試験実施日程

試験の 種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日
					試験日	結果発表日		
第1類	事務	行政 A	4/20 (火)	インターネット及び 郵送申込 4/22(木) ゝ 5/10(月)	6/20(日)	6/30(水)	(行政 A・ 行政 B・消防) 〈個別面接①〉 7/8(木) ゝ 7/18(日) 〈個別面接②〉 7/31(土) ゝ 8/11(水) (上記以外) 7/21(水) ゝ 7/28(水)	8/17(火)
		行政 B						
		情報						
		社会福祉						
		心理						
	技術	土木						
		建築						
		機械						
		電気						
		応用化学						
		造園						
	研究	機械						
		電子						
		応用化学						
		生物						
	学校事務							
	消防							

試験の 種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日
					試験日	結果発表日		
第1類 (追加)	技術	土木	10/15(金)	インターネット及び 郵送申込 10/18(月) ゝ 11/17(水)	11/28(日)	12/8(水)	12/14(火)	12/24(金)
		建築						
		電気						

試験の 種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日
					試験日	結果発表日		
第2類	事務	行政 A	6/22 (火)	インターネット及び 郵送申込 7/6 (火) ゝ 8/2 (月)	9/26 (日)	10/5 (火)	10/14 (木) ゝ 11/1 (月)	11/11 (木)
	技術	土木						
		建築						
		機械						
		電気						
	学校事務							
	消防							

試験の 種類	試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日
				試験日	結果発表日		
免許 資格職 (第1次 試験 6月 実施分)	衛生	4/20(火)	インターネット及び 郵送申込 4/22(木) ゝ 5/10(月)	6/20(日)	6/30(水)	(衛生・獣 医・管理栄 養) 7/21(水) ゝ 7/28(水)	(衛生・ 獣医・管 理栄養) 8/17(火)
	獣医						
	保育Ⅰ					(保育Ⅰ・ 保育Ⅱ) 8/21(土) 8/22(日)	(保育 Ⅰ・保育 Ⅱ)
	保育Ⅱ					8/28(土) 8/29(日)	9/9(木)
	管理栄養						

試験の種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	合格 発表日
職務 経験者	事務	行政 A	6/22(火)	インターネット及び 郵送申込 7/6(火) ゝ 8/2(月)	試験日 9/26(日) 結果発表日 10/5(火)	試験日 10/16(土) 10/24(日) 10/30(土) 10/31(日) 結果発表日 11/4(木)	試験日 11/20(土) 11/21(日) 11/28(日)	12/8(水)
		社会福祉						
	技術	土木						
		建築						
		機械						
		電気						
	保育Ⅰ 保育Ⅱ							試験日 10/23(土)

試験の 種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	合格 発表日
職務 経験者 (年度途 中採用)	事務	行政A	3/22(月)	インターネット及び 郵送申込 3/22(月) ～ 4/12(月)	試験日 4/25(日) 結果発表日 5/7(金)	試験日 5/15(土) 5/16(日) 結果発表日 5/25(火)	試験日 5/29(土) 5/30(日)	6/4(金)
	技術	土木						
		電気						
	衛生							

試験の種類	試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	合格 発表日
職務 経験者 (追加)	造園	10/15(金)	インターネット及び 郵送申込 10/18(月) ゝ 11/17(水)	試験日 11/28(日)	試験日 12/18(土) 12/19(日)	試験日 令和4年 1/15(土) 1/16(日)	令和4年 1/21(金)
	衛生			結果発表日 12/8(水)	結果発表日 12/24(金)		
	獣医						

試験の種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	合格 発表日
就職 氷河期 世代	行政 A		6/22(火)	インターネット及び 郵送申込 7/6(火) ～ 8/2(月)	試験日 9/26(日) 結果発表日 10/5(火)	試験日 10/19(火) ～ 10/22(金) 結果発表日 11/4(木)	試験日 11/16(火) ～ 11/19(金)	12/8(水)

試験の種類	試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	合格 発表日
障害者 を対象 とした 採用 選考	行政 A	8/17(火)	インターネット及 び郵送申込 8/19(木) ～ 9/6(月)	試験日 10/17(日)	試験日 11/6(土)	試験日 11/27(土)	12/8(水)
	学校事務			結果発表日 10/26(火)	結果発表日 11/18(木)		

＜別表 2－1＞第 1 類採用試験受験資格(第 1 次試験 6 月実施分及び追加実施分)

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)及び(2)の要件を満たすこと (1) 次のいずれかに該当すること - ア 平成3年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者 - イ 平成12年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者（令和4年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等の資格があると名古屋市人事委員会が認める者 (2) 次のいずれにも該当しないこと ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
情報	申込時に次の試験のいずれかに合格済の者 ・ 基本情報技術者試験 ・ 応用情報技術者試験 ・ ITストラテジスト試験 ・ システムアーキテクト試験 ・ プロジェクトマネージャ試験 ・ ネットワークスペシャリスト試験 ・ データベーススペシャリスト試験 ・ エンベデッドシステムスペシャリスト試験 ・ ITサービスマネージャ試験 ・ 情報処理安全確保支援士試験 ・ システム監査技術者試験
心理	次のいずれかに該当する者 ・ 学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者又は令和4年3月末までに卒業する見込みの者 ・ 公認心理師となる資格を有する者又は令和4年3月末までに取得する見込みの者 ・ 学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて修了した者又は令和4年3月末までに修了する見込みの者 ・ 外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者又は令和4年3月末までに卒業する見込みの者
消防	日本国籍を有し、消防の身体的条件（※）を満たす者 （※）「消防の身体的条件」とは、次のとおりとする。 ・ 矯正視力が両眼0.7以上かつ一眼それぞれ0.3以上 ・ 赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること ・ 聴力が左右とも正常であること ・ その他消防官としての職務遂行に支障のないこと

＜別表 2－2＞第 2 類採用試験受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)及び(2)の要件を満たすこと (1) 平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は令和4年3月31日までに卒業見込みの者を除く。 (2) 次のいずれにも該当しないこと ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
消防	日本国籍を有し、消防の身体的条件（※）を満たす者 （※）「消防の身体的条件」とは、次のとおりとする。 ・ 矯正視力が両眼0.7以上かつ一眼それぞれ0.3以上 ・ 赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること ・ 聴力が左右とも正常であること ・ その他消防官としての職務遂行に支障のないこと

＜別表 2－3＞免許資格職採用試験受験資格（第 1 次試験 6 月実施分）

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)及び(2)の要件を満たすこと (1) 次のいずれかに該当すること ア 平成3年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者（ただし、獣医区分は、昭和61年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者。保育Ⅰ・保育Ⅱ区分は、平成3年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者） イ 平成12年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者（令和4年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等の資格があると名古屋市人事委員会が認める者（保育Ⅰ・保育Ⅱ区分を除く。） (2) 次のいずれにも該当しないこと ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
衛生 獣医	食品衛生監視員の任用資格を有する者、又は令和4年3月末までに有する見込みの者
保育 Ⅰ・Ⅱ	保育士の資格を有する者、又は令和4年3月末までに有する見込みの者

管理栄養	管理栄養士の免許を有する方、又は令和4年3月末までに実施される管理栄養士国家試験により同免許を取得見込みの者
------	--

<別表 2-4> 職務経験者採用試験受験資格（第1次試験 9月実施分）

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと (1) 昭和37年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者 (2) 直近10年（平成23年7月1日から令和3年6月30日まで）中に60箇月（5年）以上の職務経験がある者 ※ 職務経験について ・「職務経験」とは、会社員、自営業者、公務員等として、同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を1年（12箇月）以上継続して就業していた期間のことをいう。ただし、最低1か所で3年（36箇月）以上継続して就業していた期間が必要。 ・勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなす。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなす。（ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限る。） ・事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算する。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり30時間以上であることが必要。 ・休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しない。ただし、労基法等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算する。 ・同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算する。 (3) 次のいずれにも該当しないこと ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
社会福祉	令和3年6月30日以前に、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を登録している者
土木	(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理に関する職務経験を有する者
建築	令和3年6月30日以前に、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士試験に合格している者 (2)について、試験区分に対応する設計・施工管理に関する職務経験を有する者
機械 電気	(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する者

保育 Ⅰ・Ⅱ	(2)について、「保育所等（※）」における保育士としての職務経験を有する者 (※)「保育所等」とは、次の施設とする。 ・保育所や児童養護施設をはじめとする児童福祉施設 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に定める認定こども園 ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童の一時保護施設 ・児童福祉法に定める家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を行う事業所
-----------	---

<別表 2-5> 職務経験者採用試験受験資格（年度途中採用分）

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと (1) 昭和36年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者 (2) 直近10年（平成23年3月1日から令和3年2月28日まで）中に60箇月（5年）以上の職務経験がある者 ※ 職務経験について ・「職務経験」とは、会社員、自営業者、公務員等として、同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を1年（12箇月）以上継続して就業していた期間のことをいう。ただし、最低1か所で3年（36箇月）以上継続して就業していた期間が必要。 ・勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなす。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなす。（ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限る。） ・事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算する。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり30時間以上であることが必要。 ・休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しない。ただし、労基法等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算する。 ・同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算する。 (3) 次のいずれにも該当しないこと ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
土木	(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理に関する職務経験を有する者
電気	(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する者
衛生	令和3年6月30日以前に、食品衛生監視員の任用資格を有する者で、(2)について、次のいずれかの職務経験を有する者で、(2)について、次のいずれかの職務経験を有する者 ・ 国、地方公共団体における食品衛生監視員、環境衛生監視員又は薬事監視員としての職務経験 ・ 民間企業、病院における薬剤師としての職務経験 ・ 民間企業における食品衛生管理業務に関する職務経験

<別表 2-6>職務経験者採用試験受験資格（追加実施分）

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと (1) 昭和37年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者（ただし、獣医区分は昭和37年4月2日か昭和61年4月1日までに生まれた者） (2) 直近10年（平成23年10月1日から令和3年9月30日まで）中に60箇月（5年）以上の職務経験がある者 ※ 職務経験について ・「職務経験」とは、会社員、自営業者、公務員等として、同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を1年（12箇月）以上継続して就業していた期間のことをいう。ただし、最低1か所で3年（36箇月）以上継続して就業していた期間が必要。 ・勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなす。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなす。（ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限る。） ・事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算する。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり30時間以上であることが必要。 ・休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しない。ただし、労基法等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算する。 ・同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算する。 (3) 次のいずれにも該当しないこと ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
造園	(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は維持管理に関する職務経験を有する者
衛生	令和3年6月30日以前に、食品衛生監視員の任用資格を有する者で、(2)について、次のいずれかの職務経験を有する者 ・ 国、地方公共団体における食品衛生監視員、環境衛生監視員又は薬事監視員としての職務経験 ・ 民間企業、病院における薬剤師としての職務経験 ・ 民間企業における食品衛生管理業務に関する職務経験
獣医	獣医師免許を有する者で、(2)について、次のいずれかの職務経験を有する者 ・ 民間企業、動物病院における獣医師としての職務経験 ・ 公的機関における獣医師としての職務経験 (注) いずれも獣医師免許取得後の就業期間のみを職務経験として通算

<別表 2-7>就職氷河期世代採用試験受験資格

試験区分	受験資格
行政 A	次の(1)及び(2)の要件を満たすこと (1) 昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者 (2) 次のいずれにも該当しないこと ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

<別表 2-8>障害者を対象とした採用選考受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと (1) 昭和51年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方 (2) 次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている方 なお、下記の手帳等は受験申込日及び各試験日において有効であることが必要 - ア 身体障害者手帳 - イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳（愛護手帳等） - ウ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 - エ 精神障害者保健福祉手帳 (3) 次のいずれにも該当しない方 ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

＜別表 3＞試験内容

試験の種類	試験区分		第1次試験	第2次試験
第1類	事務	行政 A	教養試験 〈行政 A・情報・学校事務・消防〉 択一式、150分 知識分野:25問必須解答 知能分野:25問必須解答 〈行政 A・情報・学校事務・消防以外〉 択一式、90分 知識分野:15問必須解答 知能分野:15問必須解答 専門試験(行政 A・情報・学校事務・消防を除く。) 〈行政 B〉 択一式、150分、80問中40問選択解答 〈研究〉 択一式、60分、20問必須解答 〈行政 B・研究以外〉 択一式、120分、40問必須解答	口述試験 個別面接 専門面接 (研究のみ) 論文試験 体力検査(消防のみ) 身体検査(消防のみ)
		行政 B		
		情報		
		社会福祉		
		心理		
	技術	土木		
		建築		
		機械		
		電気		
		応用化学		
	研究	造園		
		機械		
		電子		
		応用化学		
		生物		
学校事務				
消防				
第 1 類 (追加実施分)	技術	土木		
		建築		
		電気		

試験の種類	試験区分		第1次試験	第2次試験
第2類	事務	行政 A	教養試験 〈行政 A・学校事務・消防〉 択一式、150分	口述試験 個別面接 作文試験 体力検査(消防のみ) 身体検査(消防のみ)
	技術	土木	知識分野:25問必須解答	
		建築	知能分野:25問必須解答	
		機械	〈技術〉	
		電気	択一式、90分	
	学校事務		知識分野・知能分野:30問必須解答	
	消防		専門試験 〈技術〉 択一式、120分、40問必須解答	

試験の種類	試験区分		第1次試験	第2次試験
免許資格職 (第1次試験 6月実施分)	衛生		教養試験 択一式、90分	口述試験 個別面接 論文試験 ピアノ実技
	獣医		知識分野:15問必須解答	
	保育 I		知能分野:15問必須解答	

	保育Ⅱ	専門試験 ＜保育Ⅰ・Ⅱ以外＞ 択一式、120分、40問必須解答（ただし、 衛生は一部選択解答） ＜保育Ⅰ・Ⅱ＞ 択一式、90分、30問必須解答	(保育Ⅰのみ)
	管理栄養		

試験の種類	試験区分		第1次試験	第2次試験	第3次試験
職務経験者	事務	行政A	教養試験 択一式、90分 知識分野・知能分野:30問必須解答	口述試験 個別面接①	口述試験 個別面接② プレゼンテーション 論文試験
		社会福祉			
	技術	土木			
		建築			
		機械			
		電気			
	保育Ⅰ 保育Ⅱ		教養試験 択一式、90分 知識分野・知能分野:30問必須解答 専門試験 択一式、60分、20問必須解答	〈保育Ⅰ〉 実技面接 個別面接 ピアノ実技 〈保育Ⅱ〉 個別面接 プレゼンテーション	—
	職務経験者 (年度途中採用)	事務	行政A	教養試験 択一式、120分 知識分野・知能分野:40問必須解答	口述試験 個別面接①
技術		土木			
		電気			
衛生					
職務経験者 (追加実施分)	造園		教養試験 択一式、120分 知識分野・知能分野:40問必須解答	口述試験 個別面接①	口述試験 個別面接② プレゼンテーション 論文試験
	衛生				
	獣医				

試験の種類	試験区分		第1次試験	第2次試験	第3次試験
就職氷河期 世代	行政 A		教養試験 択一式、90分 知識分野・知能分野:30問必須解答	口述試験 個別面接①	口述試験 個別面接② 作文試験

試験の種類	試験区分	第 1 次試験	第 2 次試験	第 3 次試験
障害者を対象とした採用選考	行政 A	教養試験 択一式、85分 知識分野・知能分野:25問必須解答	面接試験① 個別面接	面接試験② 個別面接 作文試験
	学校事務			

<別表 4>昇任選考の方法及び受験資格等

任用段階	係 長 段 階
職 種	医事職以外の職種
方 法	原則として、筆記試験(第 1 次試験及び第 2 次試験)(別表 6 - 2 参照)、口述試験(第 2 次試験)、経歴、人事評価についての書面審査
実施時期	人事委員会がそのつど定める。
受験資格	1 必要在職年数を満たしていること。(別表 5 参照) 2 人事評価の結果が良好であること。 3 令和 4 年 3 月 31 日現在において、年齢 60 歳でないこと。 4 昇任選考実施の日において休職(在籍専従職員の休職を除く。)又は停職中でないこと。 5 消防職に属する職員のうち、消防吏員の階級等に関する規則に定める消防士長の階級又は消防士の階級にある者でないこと。 6 その他 (係長段階への昇任選考に係る資格要件(医事職以外の職種)については別表 6 - 1 参照)

<別表 5>職員昇任基準年数

職 種	学歴区分	係員段階在職年数
行政職、消防職、保育職、司書職、学芸職、栄養指導職、衛生職、医療技術職、看護保健職、学校事務職	大 学 卒	5 年
	短 大 卒	7 年
	高 校 卒 以 下	9 年
薬剤職、獣医職	大 学 卒	3 年
清掃職、動物飼育職、水道業務職、運輸職、守衛職	—	9 年

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

(注) 係員段階在職年数の欄に掲げる数字は、職種ごとに係長段階の職へ昇任するために必要とされる最短の在職年数を示す。

＜別表 6－1＞種別及び資格要件

種 別	資 格 要 件
コースⅠ	・係長昇任選考の受験資格を有する者(別表 4 参照、以下同じ。)のうち、他のコースに該当しない者 ・係長転任試験^(注 1)を受けようとする者
コースⅡ	係長昇任選考の受験資格を有する者のうち、令和 4 年 3 月 31 日現在、年齢 40 歳以上である者
コースⅢ	係長昇任選考の受験資格を有する者のうち、令和 3 年 6 月 1 日現在、別に任命権者が定める副係長として 2 年以上従事する者
コースⅣ	係長昇任選考の受験資格を有する者のうち、令和 4 年 3 月 31 日現在、年齢 40 歳以上かつ勤続 17 年以上の者 ^(注 2)

(注)1. 係長転任試験とは、職員が現に属する職種以外の職種の係長の段階の職へ任命されるための試験をいい、係長昇任選考と同時期に実施している。

(注)2. 消防職においては、別に任命権者が定める副係長の職にある者又は消防吏員の階級等に関する規則に定める消防司令補の階級に 10 年以上在職していることを要する。

＜別表 6－2＞筆記試験の内容等

1 行政職(事務)、水道業務職、守衛職、学校事務職

(1) 第1次試験受験者

ア コースⅠ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約 10 問	30 問	択一式	90 分	300 点
		地 方 自 治 制 度	地方自治法を中心と する	約 10 問				
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 10 問				
	市政等に関 する 論 文	係長として必要な市政等に関する 一般的知識		1 問		記述式	60 分	200 点
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	係長として必要な管理監督に関す る知識		1 問		記述式	60 分	150 点

イ コースⅡ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心とする	約 7 問	20 問	択一式	60 分	300 点
		地 方 自 治 制 度	地方自治法を中心とする	約 6 問				
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市行政等	約 7 問				
	市政等に関する論文	係長として必要な市政等に関する一般的知識		1 問		記述式	60 分	200 点
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	係長として必要な管理監督に関する知識		1 問		記述式	60 分	150 点

ウ コースⅢ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数	形式	時間	得点配分
第1次 試 験	市政等に関 する論文	係長として必要な市政等に関する 一般的知識		1問	記述式	60分	200点
第2次 試 験	管理監督 論 文	係長として必要な管理監督に関す る知識		1問	記述式	60分	150点

エ コースⅣ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数	形式	時間	得点配分
第1次 試 験	管理監督 論 文	係長として必要な管理監督に関す る知識		1問	記述式	60分	200点

(2) 第1次試験免除者及び第2次試験受験延期終了者

コースⅠ、コースⅡ及びコースⅢ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数	形式	時間	得点配分
第2次 試 験	管理監督 論 文	係長として必要な管理監督に関す る知識		1問	記述式	60分	150点

2 行政職（技術）、保育職、司書職、学芸職、薬剤職、獣医職、栄養指導職、衛生職、清掃職、運輸職

(1) 第1次試験受験者

ア コースⅠ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約 7 問	20 問	択一式	60 分	100 点
		地 方 自 治 制 度	地方自治法を中心と する	約 6 問				
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 7 問				
	専門的知識	選考を行う職種における専門的知識		約 4 問		記述式	90 分	200 点
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	係長として必要な管理監督に関す る知識		1 問		記述式	60 分	150 点

イ コースⅡ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約 7 問	10 問	択一式	30 分	100 点
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 3 問				
	専門的知識	選考を行う職種における専門的知識		約 4 問		記述式	90 分	200 点
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	係長として必要な管理監督に関する知識		1 問		記述式	60 分	150 点

ウ コースⅢ

試験科目		出題内容		問題数	形式	時間	得点配分
第1次試験	市政等に関する論文	係長として必要な市政等に関する一般的知識		1問	記述式	60分	200点
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問	記述式	60分	150点

エ コースⅣ

試験科目		出題内容		問題数	形式	時間	得点配分
第1次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問	記述式	60分	200点

(2) 第1次試験免除者及び第2次試験受験延期終了者

コースⅠ、コースⅡ及びコースⅢ

試験科目		出題内容		問題数	形式	時間	得点配分
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問	記述式	60分	150点

3 医療技術職、看護保健職、動物飼育職

(1) 第1次試験受験者

ア コースⅠ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	法 制 度 等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約 7 問	10 問	択一式	30 分	50 点
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 3 問				
		専門的知識	選考を行う職種における専門的知識		約 5 問		記述式	120 分
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	係長として必要な管理監督に関する知識		1 問		記述式	60 分	150 点

イ コースⅡ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	法 制 度 等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約 7 問	10 問	択一式	30 分	50 点
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 3 問				
		専門的知識	選考を行う職種における専門的知識		約 5 問		記述式	120 分
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	係長として必要な管理監督に関する知識		1 問		記述式	60 分	150 点

ウ コースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	市政等に関する論文	係長として必要な市政等に関する一般的知識		1問		記述式	60分	200点
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

エ コースⅣ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	200点

(2) 第1次試験免除者及び第2次試験受験延期終了者

コースⅠ、コースⅡ及びコースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

4 消防職

(1) 第1次試験受験者

ア コースⅠ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	法制度等	地方公務員制度	地方公務員法を中心とする	約 7 問	20 問	択一式	60 分	20 点
		地方自治制度	地方自治法を中心とする	約 6 問				
		事務管理その他	本市の事務管理、市行政等	約 7 問				
	専門的知識	選考等を行う職種細分における専門的知識		約 4 問		記述式	90 分	40 点
第 2 次 試 験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1 問		記述式	60 分	100 点

イ コースⅡ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約 7 問	10 問	択一式	30 分	20 点
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 3 問				
		専門的知識	選考等を行う職種細分における専門的知識		約 4 問		記述式	90 分
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	係長として必要な管理監督に関する知識		1 問		記述式	60 分	100 点

ウ コースⅢ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数	形式	時間	得点配分
第1次試験	消防行政に関する論文	係長として必要な消防行政に関する一般的知識		1問	記述式	60分	60点
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問	記述式	60分	100点

エ コースⅣ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数	形式	時間	得点配分
第1次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問	記述式	60分	50点

(2) 第1次試験免除者及び第2次試験受験延期終了者

コースⅠ、コースⅡ及びコースⅢ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数	形式	時間	得点配分
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問	記述式	60分	100点

＜別表 7＞第 1 類採用試験

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
事務	行政 A	890 人	630 人	361 人	143 人	4.4 倍
	行政 B	626	458	332	166	2.8
	情報	15	12	12	4	3.0
	社会福祉	89	70	36	25	2.8
	心理	37	27	21	13	2.1
技術	土木	78	56	43	32	1.8
	建築	34	23	22	16	1.4
	機械	28	18	13	8	2.3
	電気	25	19	17	7	2.7
	応用化学	21	15	7	3	5.0
	造園	7	7	5	4	1.8
研究	機械	3	3	3	2	1.5
	電子	4	2	1	0	－
	応用化学	10	6	5	1	6.0
	生物	9	7	7	1	7.0
学校事務		76	55	27	13	4.2
消防		432	324	203	78	4.2
計		2,384	1,732	1,115	516	3.4

＜別表 8＞第 1 類採用試験（追加）

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
技術	土木	24 人	14 人	10 人	7 人	2.0 倍
	建築	13	10	6	4	2.5
	電気	19	12	10	5	2.4
計		56	36	26	16	2.3

＜別表 9＞第 2 類採用試験

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
事務	行政 A	146 人	97 人	28 人	9 人	10.8 倍
技術	土木	26	24	21	14	1.7
	建築	8	4	3	1	4.0
	機械	6	5	4	3	1.7
	電気	2	0	－	－	－
学校事務		9	8	8	1	8.0
消防		448	342	81	31	11.0
計		645	480	145	59	8.1

＜別表 10＞免許資格職採用試験（第 1 次試験 6 月実施分）

試験区分	申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a) / (b)
衛 生	24 人	21 人	16 人	16 人	1.3 倍
獣 医	8	4	4	2	2.0
保 育 I	220	181	89	27	6.7
保 育 II	25	20	15	10	2.0
管理栄養	39	26	8	2	13.0
計	316	252	132	57	4.4

＜別表 11＞職務経験者採用試験

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	第 2 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a) / (b)
事務	行 政 A	467 人	331 人	167 人	42 人	28 人	11.8 倍
	社会福祉	40	33	30	8	6	5.5
技術	土 木	29	20	15	11	8	2.5
	建 築	5	5	4	2	2	2.5
	機 械	19	11	10	2	2	5.5
	電 気	13	10	9	7	3	3.3
保 育 I		8	8	5		1	8.0
保 育 II		7	6	4		1	6.0
計		588	424	244	72	51	8.3

＜別表 12＞職務経験者採用試験（年度途中採用）

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	第 2 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a) / (b)
事務	行 政 A	480 人	381 人	147 人	49 人	26 人	14.7 倍
技術	土 木	10	9	9	5	4	2.3
	電 気	13	12	11	7	4	3.0
衛 生		11	9	9	6	5	1.8
計		514	411	176	67	39	10.5

＜別表 13＞職務経験者採用試験（追加）

試験区分	申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	第 2 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a) / (b)
造 園	10 人	7 人	7 人	6 人	4 人	1.8 倍
衛 生	5	5	5	4	3	1.7
獣 医	2	1	1	1	－	－
計	17	13	13	11	7	1.9

＜別表 14＞就職氷河期世代採用試験

試験区分	申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	第 2 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
行 政 A	655 人	429 人	123 人	29 人	10 人	42.9 倍

＜別表 15＞障害者を対象とした採用選考

試験区分	申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	第 2 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
行 政 A	163 人	127 人	88 人	77 人	7 人	18.1 倍
学校事務	20	18	9	9	1	18.0
計	183	145	97	86	8	18.1

＜別表 16＞採用選考（人事委員会分）

職 種	職種細分（又は詳細）	受験者数	合格者数	選考回数
行政職	技師（国への割愛派遣者）	1 人	1 人	1 回
消防職	一般消防（国への割愛派遣者）	1	1	1
	航空消防	3	3	3
看護保健職	保健師（国への割愛派遣者）	1	1	1
医事職	医師	3	3	3
計		9	9	9

＜別表 17＞採用選考（任命権者委任分（会計年度任用職員以外））

任命権者	採用を必要とする職		受験者数	合格者数	選考回数
	職 種	職種細分（又は詳細）			
市 長	学芸職	—	7 人	1 人	1 回
	医事職	歯科医師	18	1	1
	医療技術職	理学療法士	5	1	1
		歯科衛生士	10	2	1
	看護保健職	保健師	129	38	2
	清掃職	清掃業務	131	30	2
	動物飼育職	—	53	1	1
	労務職	—	59	7	4
教育委員会	学芸職	学芸員	49	5	2
	労務職	—	96	11	2
交通局長	運輸職	運輸業務	495	34	4
計			1, 052	131	21

＜別表 18＞採用選考（任命権者委任分（会計年度任用職員））

任命権者	受験者数	合格者数	選考回数
市 長	5, 429 人	3, 658 人	1, 167 回
市 会 議 長	19	5	2
教 育 委 員 会	4, 092	3, 672	298
農 業 委 員 会	1	1	1
選挙管理委員会	478	470	43
消 防 長	52	18	5

上 下 水 道 局 長	152	123	10
交 通 局 長	118	98	22
計	10,341	8,045	1,548

<別表 19>採用選考（人事委員会承認分）

採用／ 任期の更新	任命権者	職 種	申請件数	延人数	承認者数	承認回数
採用	市 長	行政職 (任期付職員)	1 件	1 人	1 人	1 回
		医事職 (任期付職員)	2	2	2	2
	教育委員会	教員(指導主事) (任期付職員)	3	30	30※ ¹	3
任期の更新	市 長	行政職 (任期付職員)	3	3	3	3
		医事職 (任期付職員)	1	1	1	1
	教育委員会	教員(指導主事) (任期付職員)	2※ ²	89	89	2

※1 内 9 人は補欠承認

※2 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを一括申請。

＜別表 20＞消防職係長昇任選考・係長転任試験

種別	コースⅠ			コースⅡ			コースⅢ			コースⅣ			計		
合格者 数等	受験者 数	合格者 数	倍 率	受験者 数	合格者 数	倍 率	受験者 数	合格者 数	倍 率	受験者 数	合格者 数	倍 率	受験者 数	合格者 数	倍 率
区分	A (人)	B (人)	A/B (倍)	C (人)	D (人)	C/D (倍)	E (人)	F (人)	E/F (倍)	G (人)	H (人)	G/H (倍)	I (人)	J (人)	I/J (倍)
一般消防	109	14	7.8	102	12	8.5	-	-	-	44	4	11.0	255	30	8.5
航空消防	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	109	14	7.8	102	12	8.5	-	-	-	44	4	11.0	255	30	8.5

- (注)1. 受験者数とは第1次試験受験者数を、合格者数とは最終合格者数をいう。
 2. 第1次試験……………令和3年7月2日実施、令和3年8月10日合格者発表
 3. 最終合格者発表……………令和3年9月3日

＜別表 21＞係長昇任選考・係長転任試験

合格者数等 職種（区分）		コースⅠ					コースⅡ				
		受験者数 A (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	合格者数 B (人)	合格倍率 A/B (倍)	受験者数 C (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	合格者数 D (人)	合格倍率 C/D (倍)
行政職	事務	286 (12)	106 <4>	114 (12)	93 (7)	3.1	52 (4)[1] <1>	20	24 (4)[1]	20 (2)[1]	2.6
	土木	65 (3)	17	20 (3)	16 (1)	4.1	26 (1)	8	9 (1)	7	3.7
	建築	18 (2)[1]	4	6 (1)[1]	5 [1]	3.6	9	3	3	3	3.0
	機械	26 (2)[1]	5	8 (2)[1]	6 (1)[1]	4.3	7	1	1	1	7.0
	電気	26 (2)	2	4 (2)	3 (1)	8.7	1	1	1	1	1.0
	造園	5	1	1	1	5.0					
	応用・ 工業化学	6 (1)	1 <1>	1	1	6.0					
	医学物理										
保育職		7	2	2	2	3.5	3	1	1	1	3.0
司書職							2	0	0	0	-
学芸職		3	0	0	0	-	1	1	1	1	1.0
薬剤職							1	1	1	1	1.0
獣医職		2	1	1	1	2.0					
栄養指導職		2 (1)	0	1 (1)	0	-					
衛生職		14 (1)	5	6 (1)	5	2.8	1	0	0	0	-
医療技術職	診療放射 線技師	15	0	0	0	-	3	0	0	0	-
	医療検査 技術者	5	0	0	0	-	1	0	0	0	-
	理学 療法士	2	0	0	0	-	1	0	0	0	-
	作業 療法士	1	0	0	0	-	1	0	0	0	-
	歯科 衛生士										
	臨床工学 技士	4	0	0	0	-	2	0	0	0	-
	保健師	6	2 <1>	1	1	6.0	1	1	1	0	-
看護保健職	助産師	2	0	0	0	-	1	0	0	0	-
	看護師	34 (1)	1 <1>	1	1	34.0	26	0	0	0	-
清掃職											
動物飼育職											
運輸職	運輸業務	7	1	1	1	7.0	25	3	3	2	12.5
	技術業務	12	0	0	0	-	1	0	0	0	-
学校事務職		7 (1)	4 <1>	4 (1)	3	2.3					
合計		555 (26)[2]	152 <8>	171 (23)[2]	139 (10)[2]	4.0	165 (5)[1] <1>	40	45 (5)[1]	37 (2)[1]	4.5

注1 < >内の数は、第2次試験受験延期適用者の数で内数…（ア）

（ ）内の数は、第1次試験免除者の数で内数…（イ）

[]内の数は、第2次試験受験延期終了者の数で内数…（ウ）

注2 数値には転任を含む。

注3 「第2次試験受験者数」＝「第1次試験合格者数」－（ア）＋（イ）＋（ウ）

コースⅢ					コースⅣ					計				
受験者数 E (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	合格者数 F (人)	合格倍率 E/F (倍)	受験者数 G (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	合格者数 H (人)	合格倍率 G/H (倍)	受験者数 I (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	合格者数 J (人)	合格倍率 I/J (倍)
1	0	0	0	-	34 (2)	11 <1>	12 (2)	8 (2)	4.3	373 (18)[1]	137 <6>	150 (18)[1]	121 (11)[1]	3.1
2	0	0	0	-	19	5	5	5	3.8	112 (4)	30	34 (4)	28 (1)	4.0
1	0	0	0	-	5 (1)	2	3 (1)	2	2.5	33 (3)[1]	9	12 (2)[1]	10 (1)[1]	3.3
					2 (1)	0	1 (1)	0	-	35 (3)[1]	6	10 (3)[1]	7 (1)[1]	5.0
1	0	0	0	-	7	4	4	3	2.3	35 (2)	7	9 (2)	7 (1)	5.0
										5	1	1	1	5.0
										6 (1)	1 <1>	1	1	6.0
1	0	0	0	-	28 (6)	5	11 (6)	6 (4)	4.7	39 (6)	8	14 (6)	9 (4)	4.3
					3	1	1	1	3.0	5	1	1	1	5.0
					1	0	0	0	-	5	1	1	1	5.0
					2	0	0	0	-	3	1	1	1	3.0
										2	1	1	1	2.0
1	0	0	0	-	1	1	1	1	1.0	4 (1)	1	2 (1)	1	4.0
1	1	1	1	1.0	2	0	0	0	-	18 (1)	6	7 (1)	6	3.0
					13	2	2	1	13.0	31	2	2	1	31.0
					9	2	2	1	9.0	15	2	2	1	15.0
					6	0	0	0	-	9	0	0	0	-
										2	0	0	0	-
										6	0	0	0	-
					8	3	3	3	2.7	15 <1>	6	5	4	3.8
					5	0	0	0	-	8	0	0	0	-
					45 (1)	4	5 (1)	4	11.3	105 (2)	5 <1>	6 (1)	5	21.0
					16 (1)	1	2 (1)	2 (1)	8.0	16 (1)	1	2 (1)	2 (1)	8.0
					3	0	0	0	-	3	0	0	0	-
					13 (1)	2	3 (1)	2	6.5	45 (1)	6	7 (1)	5	9.0
					1	0	0	0	-	14	0	0	0	-
					1	0	0	0	-	8 (1)	4 <1>	4 (1)	3	2.7
8	1	1	1	8.0	224 (13)	43 <1>	55 (13)	39 (7)	5.7	952 (44)[3]	236 <10>	272 (41)[3]	216 (19)[3]	4.4

＜別表 22＞転任試験

試験の種類	申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	合格者		
				転任前	転任後	人数
第1類	75 人	69 人	25 人	教員	行政職 (行政A)	1 人
				保育職	行政職 (社会福祉)	1
				労務職	行政職 (土木)	1
				運輸職	行政職 (土木)	1
				行政職	行政職 (応用科学)	1
				行政職	行政職 (造園)	1
				行政職	衛生職	1
				薬剤職	衛生職	2
第2類	1	1	1	—	—	—
計	76	70	26	9		

＜別表 23＞転任承認

転任前	転任後	申請者数	承認者数	承認回数
教 員	教育指導職	6 人	6 人	1 回
計		6	6	1

名古屋市人事委員会年報

発行年月日 令和 4 年 7 月 1 日
(内容：令和 4 年 3 月 31 日現在)

編集発行 名古屋市人事委員会事務局
〒460－8508
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
TEL：052－972－3305
FAX：052－972－4182